

令和8年第3回取手市議会臨時会議事日程（第1号）

令和8年5月1日（金）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

---

日程第2 会期の決定

---

日程第3 諸般の報告

---

日程第4 承認第4号 取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第5号 取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第6号 取手市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

---

日程第5 議案第26号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

---

日程第6 意見書案第2号 子どもの安全確保とデジタル技術を活用した見守り体制の強化を求める意見書について

---

日程第7 決議案第1号 赤羽直一議員に対する議員辞職勧告決議について

取総発第103号  
令和8年4月28日

取手市議会議長  
山野井隆 殿

取手市長 中村 修

説明員の出席及び委任について

令和8年第3回取手市議会臨時会の説明員及び説明を委任する者の氏名を下記のとおり通知します。

記

副市長		伊藤 哲
〃		黒澤 伸行
総務部長		立野 啓司
政策推進部長		渡来 真一
財政部長		海老原 輝夫
健康福祉部長		飯山 貴与子
こども部長		香取 美弥
まちづくり振興部長		森川 和典
建設部長		原部 英樹
都市整備部長		浅野 和生
消防長		岡田 直紀
会計管理者	会計課長事務取扱	斉藤 理昭
総務部次長	安全安心対策課長事務取扱	蛭原 一雄
〃	情報管理課長事務取扱	岩崎 弘宜
財政部次長	課税課長事務取扱	三浦 雄司
健康福祉部次長	保健センター長事務取扱	関口 勝己
総務部	総務課長	土谷 靖孝
〃	市民協働課長	田村 牧子
政策推進部	政策推進課長	篠原 慎吾
財政部	財政課長	谷池 公治
〃	納税課長	塚本 豊康
健康福祉部	国保年金課長	吉住 三世子
こども部	こども政策課長	高中 誠
総務部	情報管理課デジタル化推進室長	松崎 昌也

取教委発第116号  
令和8年4月24日

取手市議会議長  
山野井 隆 殿

取手市教育委員会  
教育長 石塚 康 英

説明員の出席及び委任について

令和8年第3回取手市議会臨時会の説明員及び説明委任者の氏名を下記のとおり通知いたします。

記

教 育 長	石 塚 康 英
教 育 部 長	飯 竹 永 昌
教育次長兼保健給食課長	松 崎 剛
教 育 総 務 課 長	澤 部 慶
学 務 課 長	石 橋 陽 一
指 導 課 長	佐々木 美紀
指 導 課 長 教育総合支援センター担当	仲 田 敦 夫
生 涯 学 習 課 長	秋 山 和 也
子 ども 青 少 年 課 長	大 隅 正 勝

令和8年第3回取手市議会臨時会会期日程

日次	期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事
1	5 / 1	金	本会議	午前 10 時	開会、議案上程、提案理由説明・質疑・討論・採決、閉会

# 会派名簿

R 8. 3. 30 現在

## ・ 創和会（8名）

◎金澤 克仁

佐藤 隆治・小堤 修・鈴木 三男・海東 一弘

杉山 尊宣・岡口すみえ・長塚 美雪

## ・ 公明党（4名）

◎染谷 和博

落合信太郎・久保田真澄・古谷 貴子

## ・ みらい（3名）

◎関川 翔

入江 洋一・山野井 隆

## ・ 日本共産党（3名）

◎加増 充子

遠山智恵子・本田 和成

## ・ 無会派クラブ（2名）

◎根岸裕美子

佐野 太一

## 【無会派議員】

赤羽 直一

# 取手市議会組織図

令和8年4月9日現在

議長： 山野井 隆

副議長： 小堤 修

議員任期 令和6年2月15日～令和10年2月14日

議会運営委員会 (8人)	総務文教常任委員会 (7人)	福祉厚生常任委員会 (7人)	建設経済常任委員会 (7人)	一般会計予算・決算審査 常任委員会 (11人)
◎金 澤 克 仁 ○落 合 信太郎 杉 山 尊 宣 根 岸 裕美子 関 川 翔 染 谷 和 博 佐 藤 隆 治 遠 山 智恵子	◎小 堤 修 ○古 谷 貴 子 久保田 真 澄 関 川 翔 金 澤 克 仁 赤 羽 直 一 遠 山 智恵子	◎杉 山 尊 宣 ○根 岸 裕美子 海 東 一 弘 鈴 木 三 男 落 合 信太郎 山野井 隆 加 増 充 子	◎入 江 洋 一 ○岡 口 すみえ 長 塚 美 雪 本 田 和 成 佐 野 太 一 染 谷 和 博 佐 藤 隆 治	◎鈴 木 三 男 ○海 東 一 弘 長 塚 美 雪 本 田 和 成 岡 口 すみえ 佐 野 太 一 関 川 翔 落 合 信太郎 染 谷 和 博 入 江 洋 一 加 増 充 子

※ ◎は委員長、○は副委員長を表す。

常総地方広域市 町村圏事務組合 議会議員 (3人)	茨城県南水道企 業団議会議員 (4人)	龍ヶ崎地方衛生 組合議会議員 (4人)	取手地方広域下 水道組合議会議 員 (7人)	利根川水系県南 水防事務組合議 会議員 (5人)	取手市外2市火 葬場組合議会議 員 (3人)	茨城県後期高齢 者医療広域連合 議会議員 (1人)	取手市 監査委員
杉山 尊宣 関川 翔 欠 員	長塚 美雪 根岸裕美子 染谷 和博 佐藤 隆治	岡口すみえ 杉山 尊宣 久保田真澄 加増 充子	佐野 太一 海東 一弘 小堤 修 落合信太郎 金澤 克仁 山野井 隆 入江 洋一	古谷 貴子 鈴木 三男 関川 翔 遠山智恵子 欠 員	山野井 隆 小堤 修 入江 洋一	山野井 隆	金澤 克仁

取市発第57号  
令和8年4月28日

取手市議会議長  
山野井隆 殿

取手市長 中村 修

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について（報告）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

#### 記

専決処分第5号 損害賠償の額を定め和解することについて

専決処分第9号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該案件の当事者である市職員に対しては、安全運転管理者及び所属長から、余裕を持った運転を心がけ、安全運転により一層努めるよう指導しました。

専決処分第5号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和8年3月27日

取手市長 中村 修

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和7年7月4日午後1時30分頃、国道6号線酒詰交差点において、下り方面に向けて走行していた市職員が公用車を右折させようとしたところ、前方から走行してきた相手方車両に接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 327,701円 (過失割合 市80 : 相手方20)

専決処分第9号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和8年4月20日

取手市長 中 村 修

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和7年8月27日午前10時50分頃、取手市白山八丁目5番27号地先において、市職員が国道294号線を走行中に車線変更しようとしたところ、後方から走行してきた相手方が所有する車両に接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 334,103円 (過失割合 市70 : 相手方30)

#### 4 特記事項

本案件については、次のとおり、治療費、通院交通費、慰謝料等の額についてそれぞれ専決処分を行い、取手市議会議長に報告したものであるが、車両の損害に係る額が確定したため、これを賠償し、和解するものである。

##### (1) 治療費の額について

令和7年10月24日付け専決処分第27号において専決処分を行い、同年12月1日付けで取手市議会議長に報告した。

##### (2) 通院交通費、慰謝料等の額について

令和8年1月22日付け専決処分第3号において専決処分を行い、同月23日付けで取手市議会議長に報告した。

意見書案第2号

子どもの安全確保とデジタル技術を活用した見守り体制の強化を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年5月1日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 染 谷 和 博

〃 〃 金 澤 克 仁

〃 〃 加 増 充 子

〃 〃 根 岸 裕美子

〃 〃 関 川 翔

## 子どもの安全確保とデジタル技術を活用した見守り体制の強化を求める意見書（案）

近年、子どもが被害者となる痛ましい事件や、行方不明・連れ去りを想起させる重大事案が相次ぎ、保護者や地域住民の不安は一層高まっています。登下校時、公園、商業施設周辺、放課後の移動時間帯に加え、SNS等を通じて子どもが犯罪被害に巻き込まれる危険も深刻化しています。

子どもの命と安全を守ることは、社会の最も基本的な責務です。学校、家庭、地域、警察、行政が連携し、見守り体制をより実効性あるものへ強化するとともに、GPS端末、見守りサービス、防犯カメラ等のデジタル技術を活用した安全対策を進めることが必要です。

よって、国においては、子どもの安全確保を一層強化するため、下記の事項について迅速に実施するよう強く求めます。

### 記

- 1 登下校時及び放課後における子どもの安全確保のため、学校、教育委員会、警察、地方自治体、地域住民等が連携する見守り体制の強化を全国的に推進すること。
- 2 子どもの登下校時等の安全確保を図るため、希望する家庭が利用しやすいGPS端末、見守りサービス、緊急通報機能、防犯カメラ等のデジタル技術の導入及び活用に対する支援を強化すること。
- 3 不審者情報、行方不明情報、緊急時の注意喚起等について、学校、保護者、地域、警察、地方自治体が迅速に情報共有できる体制を整備するとともに、個人情報の適正管理及びプライバシー保護に十分配慮した運用基準を明確化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣 デジタル大臣  
内閣府特命担当大臣（こども政策） 警察庁長官

決議案第1号

赤羽直一議員に対する議員辞職勧告決議について

標記の決議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年5月1日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 染 谷 和 博

〃 〃 加 増 充 子

〃 〃 根 岸 裕美子

〃 〃 関 川 翔

〃 〃 金 澤 克 仁

〔提案理由〕

市議会本会議中にスマートフォンでゲームを行っていた赤羽直一議員に対し、市議会議員を速やかに辞職するよう勧告するものです。

## 赤羽直一議員に対する議員辞職勧告決議（案）

赤羽直一議員は、令和8年3月19日の取手市議会定例会本会議において、議案の表決という議員にとって最も重要かつ最大限の注意を払わなければならない場面にもかかわらず、私物のスマートフォンでゲームに興じていた。

このことは、地方自治法をはじめとする法令に反しているだけでなく、市民から負託を受けた職責を誠実に果たさなければならない市議会議員としてあるまじき行為であり、市民の負託と信頼を大きく裏切るものである。また、長年にわたり築き上げられた取手市議会の信頼と名誉を著しく汚す行為でもあり、その責任は誠に重大である。

よって、取手市議会は赤羽直一議員に対し、市議会議員を速やかに辞職するよう勧告する。

以上、決議する。

令和8年 月 日

茨城県取手市議会